

令和 6 年 第 2 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

令和 6 年 2 月 9 日

武蔵村山市教育委員会



## 令和6年第2回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年2月9日(金)

開会 午前 9時31分

閉会 午前10時35分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野順布  
杉原栄子 比留間雅和  
潮美和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	鈴木 義雄	学校教育担当部長	東口 孝正
教育総務課長	佐藤 哲郎	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	加藤 由裕	学校給食課長	神子 武己
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	西原 陽
スポーツ振興課長	鳥海 純子	図書館長	諸星 裕
指導主事	石井 和成	指導主事	丹羽 千晶

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 池谷正太郎  
牧瀬友紀子

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 6号 令和5年度教育予算の補正（第10号）の申出について
- 5 議案第 7号 令和6年度教育予算の申出について
- 6 議案第 8号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について
- 7 議案第 9号 武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて
- 8 議案第10号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第11号 令和5年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
- 10 協議事項 令和6年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について
- 11 その他
- 12 議案第12号 校長の任命に係る内申について
- 13 議案第13号 副校長の任命に係る内申について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、2名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和6年第2回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、大野職務代理者をお願いいたします。

---

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務委託優先契約交渉事業者の決定についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務委託優先契約交渉事業者について御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

現在、各小・中学校において使用している校務支援システムが令和6年8月で契約期間の満了を迎えることから、次期校務支援システムを選定するため、校内通信ネットワーク環境等更新業務プロポーザル審査委員会による検討を行い、2月5日にプレゼンテーション審査を実施いたしました。

審査の結果、資料1のとおり、優先契約交渉事業者をS k y株式会社に決定いたしました。

契約期間については、令和6年4月1日から令和11年8月31日までとしており、4月1日付で契約を締結する予定となっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和5年度武蔵村山市立学校「児童・生徒の学力向上を図るための調査」調査結果報告書についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、資料2、令和5年度武蔵村山市立学校「児童・生徒の学力向上を図るための調査」調査結果報告書について御説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただき、目次を御覧ください。

本報告書は3部構成となっており、1ページに調査の概要を、2ページから13ページに学力調査の結果を、14ページから21ページに質問紙調査の結果を掲載しております。

1ページをお開きください。

まずは調査の概要について御説明いたします。市調査は、昨年度、小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に実施いたしましたが、学力向上推進委員会の基礎学力の定着を図るための取組との関連を図るため、今年度は対象を小学校第4、第5学年、中学校第1、第2学年の計4学年に拡大し、令和5年12月12日に市内全小・中学校で実施いたしました。実施教科は国語、算数、数学で、生活・学習習慣や社会性、学級環境等に関する質問紙調査も実施いたしました。

次に、学力調査の結果について御説明いたします。本来であれば、対象学年全ての結果について御説明すべきところですが、今回は今年度新たに対象となった小学校第4学年及び中学校第1学年の結果について御説明させていただきます。

まずは、小学校第4学年の結果でございます。

2ページをお開きください。

2ページ、(1)には、市内小学校及び全国の2教科の平均正答率を教科全体、基礎・活用に分類してお示ししております。(2)には、正答率度数分布と領域内容別の平均正答率をお示ししております。

3、4ページには、各教科の問題ごとの平均正答率をお示ししております。

国語におきましては、市の平均正答率は49.7%、全国の平均正答率に対する充足率は77.4%でした。3ページ、問題別では、問題番号2(1)漢字の読みや、2(2)漢字の書きの問題において、一部設問ごとに設定された目標値や全国平均正答率に近い結果が出ております。また、問題番号の4、物語の内容を読み取る問題で、目標値や全国平均正答率に近い結果が出ております。一方、全体的に目標値や全国平均正答率を下回っており、特に問題6、7の文章を書く問題につきまして、全国平均正答率及び目標値との差があり、自分の考えを基に文章を構成することに課題が見られました。

2ページに戻りまして、算数におきましては、市の平均正答率は47.0%、全国平均正答率に対する充足率は72.5%でした。基礎問題における平均正答率が50%を超えておりますが、全国平均正答率との比較や問題別正答率などから、基礎・基本の定着に課題が見られる結果となりました。

次に、中学校第1学年の結果でございます。

8ページをお開きください。

構成につきましては、小学校と同様となっております。

まずは国語です。国語におきましては、市の平均正答率は53.8%、基礎問題に関しましては、全国平均正答率に対する充足率は86.8%という結果でした。9ページ、問題別に見ますと、小学校と同様に問題6、7の文章を書く問題につきましては、全国平均正答率及び目標値との差があり、自分の考えを基に文章を構成することに課題が見られましたが、全体的に平均正答率や目標値と大きな差は見られませんでした。

数学におきましては、市の平均正答率は51.6%、全国平均正答率に対する充足率は96.1%、また、基礎問題における全国平均正答率に対する充足率は97%であり、基礎・基本の定着が

図られているということが分かります。10 ページの問題別平均正答率では、3、素因数分解の問題などで全国平均正答率を上回る結果が出たほか、目標値と近い、または上回る結果が出ております。

14 ページから 21 ページは、児童・生徒質問紙の結果と学力のクロス分析について、小・中学校別に掲載をしております。

14 ページを御覧ください。

小学校第4学年の結果をレーダーチャートと表でお示ししております。レーダーチャートの太線で描かれている円は、全国平均を50とする標準スコアで、その円の内側に市内の結果をお示ししております。

小学校第4学年では、自己認識、社会性の項目は全国平均と同等と見ることができますが、学級環境や学習習慣につきましては差が見られます。また、生活習慣では、15 ページの下端にありますように、平日、テレビの視聴やゲームに費やす時間が「3時間くらい」、「4時間以上」の児童の割合が約4割となっており、全国の平均よりも高くなっております。

18 ページは、中学校第1学年の結果になります。レーダーチャートがやや小さくなっており、特に学級の規範意識につきましては、標準スコアとの比較で大きな差が見られました。また、学習習慣や学習意欲にも差が見られました。数学の学力調査の結果で基礎・基本の定着がおおむね図られているという結果にもかかわらず、意識調査において学習習慣や学習意欲があまり高くないという結果になっていることにつきましては、要因を分析していく必要があるものと捉えております。

今回の結果を受けまして、事務局としましては、児童・生徒の実態に応じた授業づくりを目指し、さらなる授業改善を図ること、東京ベーシックドリルなどを活用した継続的な反復学習を授業に組み込み、基礎的な計算力の向上を図ることなど、児童・生徒の学力向上に資する指導の充実が図られるよう学校に指導・助言してまいります。

なお、今回の学力調査の結果につきましては、学校並びに学力向上推進委員会で共有し、学力向上の取組に生かしてまいります。

以上、雑ぱくではございますが、令和5年度武蔵村山市立学校「児童・生徒の学力向上を図るための調査」調査結果報告書の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 続きまして、3点目でございます。

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者について（報告）でございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。



内容につきましては、学校給食課長から報告いたします。

神子学校給食課長、お願いします。

○**神子学校給食課長** それでは、教育長報告の3点目、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者につきまして御報告いたします。

現在、中学校給食につきましては、民設民営方式でハーベストネクスト株式会社をお願いをしておりますが、令和7年3月31日に現行の委託期間が終了いたしますので、次期の委託につきまして教育委員会事務局で検討してございましたが、民設民営方式という比較的特殊な委託方式を選択している中、安定的な給食供給や、市にとって価格面等で有利な状況から、前回と同様に今回も非公募にて引き続きハーベストネクスト株式会社に委託すべく、手続を行ってまいりました。

なお、非公募とはいえ、指定管理者の指定と同様の手続を踏むことで、審査委員会を設置し、1月19日に事業者からのプレゼンテーションを受けて委託事業者候補者が決定をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

別添資料の3は、審査委員会からの報告書でございますが、その3ページに審査の結果、4ページに採点結果、また、審査の講評を5ページに記載をしております。

今後の中学校の学校給食をお願いする上で、非公募ではありますが、単に委託金額だけではなく、学校給食の意義や衛生面、また防災関係等多岐にわたる審査項目により事業者を選べたと考えてございます。

なお、小学校給食と同様に、従前どおり献立の作成や食材の発注、給食費の徴収などは引き続き市の栄養士、または市の職員が担当いたします。

また、今回の委託期間の終期は5年4か月後の7月31日としており、これは次回の選定時に事業者の変更があった場合に、比較的容易に入替えができることを想定して設定をしたものでございます。

報告は以上でございます。

○**池谷教育長** 続きまして、4点目でございます。

第26回武蔵村山市生涯学習フェスティバルの開催についてでございます。

資料4及び資料4（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

西原文化振興課長、お願いします。

○**西原文化振興課長** それでは、第26回武蔵村山市生涯学習フェスティバルの開催について御

報告いたします。

資料4を御覧ください。

生涯学習フェスティバルは、様々な技術や知識を楽しく体験・学習すること、また、幼児から高齢者まで出展者と来場者が交流を図ることを目的に、3月3日（日）、午前10時から午後3時まで、市役所市民駐車場及びさくらホールを使用し開催いたします。

開会式は、午前9時40分からさくらホール小ホールにて行います。

内容につきましては、市役所市民駐車場及びさくらホールの各部屋の体験ブースにおいて、各種教室や体験・学習の場を設ける団体が11団体出展いたします。また、さくらホール小ホールでは、合唱や手話ダンスなど舞台出演を行う団体が9団体参加いたします。その他パンやシフォンケーキ、焼きそば、ポップコーンなどを販売する模擬店などの出店も予定しております。

なお、資料4の別冊は、第26回武蔵村山市生涯学習フェスティバルのパンフレットでございますので、詳細は御確認いただければと思います。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、御多用の中、恐縮ではございますが、開会式に出席していただきますようよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

5点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、2点お願いいたします。

1点目は、資料1の校内通信ネットワーク環境等更新業務委託優先契約交渉事業者についてです。令和6年8月で現行契約が終了し、来年度から新規ということで、プレゼンテーション審査による検討などもなされたと同いました。現在の状況や課題から、この業者に決定するに当たり評価される何かがあったのだらうと思いますので、その点について説明いただければと思います。

○池谷教育長 佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それではお答えいたします。校務支援システムの更新につきましては、現在の校務支援システムにはない新たな機能、具体的には指導計画の策定や教職員の出勤管理、また保護者の連絡ツール、こういった機能が搭載された校務支援システムを導入する

予定でございます。これにより教職員の方々の働き方改革を推進いたしまして、負担軽減を図るとともに、教育の質の向上にもつなげていければと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。セキュリティなども大事ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2点目ですけれども、資料2の学力向上を図るための調査の調査結果報告書についてです。この結果を見ますと、小学校の場合は、全国の平均の正答率と比べて全ての領域項目で平均正答率を下回っているという残念な結果ですけれども、中学校1年生、2年生を見ますと、国語、数学ともに全国平均正答率に対して充足率が88.2%や86%、97%などになっていて、基礎・基本の定着が一定程度見られたと書いてありました。子供によって伸びる年齢は違いますので、ある程度経験を重ねないと判断力が育成できないこともありますけれども、中学校になって、充足率が高くなっているのは、成果と捉えてよろしいのでしょうか。

○池谷教育長 石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 単純な比較はできないのかもしれないのですが、例えば令和4年度全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、今の中学校1年生が小学校6年生のときに調査を受けたときに、国語の全国の平均正答率に対する充足率が80.8%でしたが、今回の充足率は86.8%でした。また、算数につきましては、小学校6年生のときは充足率が83.9%だったのに対して、今回の調査では96.1%だったというところから、単純には言い切れないのですが、基礎・基本の定着が見られたと捉えることができるのではないかと考えております。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。ぜひ小・中連携で、また学力向上を目指して取り組んでいただければと思います。

質問紙調査のほうですけれども、武蔵村山市のすばらしさとして、小学校4年、5年、中学校1年、2年とも思いやりの人間関係構築力が高いということは、大変すばらしいことだと思います。やはり人が生きていく生涯にわたって大切な力であり、社会性ですから、こういう点が高い武蔵村山の子供たちは大変期待できるだろうと思いました。ぜひ今後ともよろしくお願ひいたします。

○池谷教育長 その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第6号 令和5年度教育予算の補正（第10号）の申出について

○池谷教育長 日程第4、議案第6号 令和5年度教育予算の補正（第10号）の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第6号の提案理由を説明させていただきます。

令和5年度教育予算について、歳入で国庫補助金、都補助金、財産売払収入及び雑入、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第6号 令和5年度教育予算の補正（第10号）の申出につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第10号）に係る教育予算につきまして、歳入において15,479千円を、歳出において304,083千円を減額するものでございます。

A4横判の第10号補正参考資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金及び16款都支出金につきましては、主に実績や対象経費の減に伴い補助金を減額するものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

17款財産収入でございますが、市民会館小ホールのピアノを売り払うことによる収入を計上しておりましたが、新規のピアノを調達することが困難であるため、売払いを次年度とすることによる減額でございます。

21款諸収入でございますが、実績見込みにより不用額を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページを御覧ください。

2款総務費及び9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費並びに3目教育指導費につき

ましては、主に本年度の執行状況に鑑み、不用額を減額するものでございます。

4目教育振興費につきましては、教育相談室の職員が使用する電動自転車の購入に伴う経費及び会計年度任用職員の報酬を増額するものでございます。

次に、5ページにかけてになりますが、5目教育援助費及び6目学校保健衛生費につきましては、本年度の執行状況に鑑み、不用額を減額するものでございます。

次に、2項小学校費及び6ページから7ページまでの3項中学校費、5項社会教育費及び6項保健体育費につきましては、施設整備事業の完了や公民館の利用実績、事業の執行状況に鑑み、不用額を減額するものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 令和5年度教育予算の補正(第10号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第7号 令和6年度教育予算の申出について

○池谷教育長 日程第5、議案第7号 令和6年度教育予算の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第7号の提案理由を説明させていただきます。

令和6年度教育予算について、令和6年第1回市議会定例会に上程するに当たり、当該予算に係る申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第7号 令和6年度教育予算の申出につきまして御説明申し上げます。

別紙の1ページを御覧ください。

歳入でございますが、前年度比で大きく増減したものについて説明させていただきます。

15款国庫支出金につきましては、前年度比較で2,267,720千円、465%の増でございます。増額の主な理由につきましては、防災食育センターの施設整備に係る補助金の増によるものでございます。

次に、16款都支出金につきましては、前年度比較で33,947千円、40.3%の増でございます。増額の主な理由につきましては、チャレンジクラスの実施に係る補助金の増によるものでございます。

次に、19款繰入金につきましては、前年度比較で178,560千円、3,356%の増でございます。増額の主な理由につきましては、防災食育センターの備品購入に伴う基金の繰入れによるものでございます。

以上、歳入予算の合計は3,091,833千円、前年度比較で2,481,980千円、407%の増となっております。

次に、2ページ及び3ページを御覧いただきたいと存じます。

歳出でございます。

2款総務費につきましては、前年度比較で2,825千円、4.8%の減でございます。減額の主な理由につきましては、中藤地区学習等供用施設のLED化が完了したことによるものでございます。

次に、8款消防費につきましては、前年度比較で3,598,248千円、552.4%の増でございます。増額の主な理由といたしましては、防災食育センターの建設工事及び物品購入等に係る経費の増でございます。

次に、9款教育費につきましては、前年度比較で213,369千円、7.6%の増でございます。増額の主な理由といたしましては、1項教育総務費につきましては、教育特別相談及びスク

ールソーシャルワーカーの増員に係る経費の増。2項小学校費につきましては、屋内運動場の屋根及び外装改修に係る経費等の減。3項中学校費につきましては、屋内運動場のトイレ及び床面改修工事に係る経費の増。5項社会教育費につきましては、公民館及び地区会館の運営に関する経費の増。6項保健体育費につきましては、学校給食の調理業務等に要する燃料費及び光熱水費並びに配送業務委託に要する経費の増でございます。

以上、歳出予算の合計は7,302,538千円、前年度比較で3,808,792千円、109%の増となっております。

次に、4ページ、継続費につきましては、第三中学校の太陽光発電設備の工事に係る経費を計上するものでございます。

次に、5ページ、債務負担行為につきましては、校務支援システム等の使用料、小学校学校給食調理等業務委託に要する費用等、5つの事項に係る経費を計上するものでございます。

最後に、参考といたしまして、6ページから19ページにかけて、令和6年度の主な事業を掲載しております。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 11ページの上から2つ目ですが、校内別室指導事業とございます。令和6年度から第三中学校にチャレンジクラスを設置とございますけれども、その目的、それからどのように実施されるのか、その点について説明をお願いいたします。

○池谷教育長 東口学校教育担当部長、お願いします。

○東口学校教育担当部長 それでは、お答えいたします。

校内別室指導というのは、中学校の不登校対策として行っているものでございます。来年度より東京都の不登校対策施策として、東京型の不登校特例校分教室という扱いで、校内に設置している別室をいわゆる学級として認めるということで、正規の教員が配置されるものでございます。

現在まで別室登校を行っている中学校では、いわゆる授業がない時間に教員が交代で体制をつくっておりましたが、今回のこの施策では正規の教員が配置されますので、月曜日から金曜日まで教員がその教室で待機しているという状態をつくることのできるものでございます。これによって、本市の不登校対策としても、いわゆる学校には行けないけれども、ゆう

ゆう教室には通える子供、学校で教室には通えないけれども、別室登校には通える子供、学校ではないところであれば通える子供という形で選択肢が広がったということが大きな利点であると考えております。

以上です。

○池谷教育長 大野職務代理人、いかがでしょうか。

○大野職務代理人 ありがとうございます。不登校につきましては、今、全国的にも非常に増えていると聞いております。今のお話を伺いまして、この事業を進めることで不登校の改善につながればよいとそのような思ったところがございます。ぜひよろしく願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 令和6年度教育予算の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第6 議案第8号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について

○池谷教育長 日程第6、議案第8号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第8号の提案理由を説明させていただきます。

所管事務の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございま



す。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第8号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について御説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

令和6年4月1日から教育指導課教育支援係の執務場所を市民総合センター内の教育センターに移すことに伴い、学校教育担当部長及び指導・教育センター担当課長の所管事務を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条第2項については、学校教育担当部長の所管事務を、第2条第2項については、現在は不在の職ではございますが、参事の所管事務を、第3条第2項については、指導・教育センター担当課長の所管事務を定めておりますが、今回の改正により主に特別支援教育に関する事務を学校教育担当部長から指導・教育センター担当課長に移管するものでございます。

次に、2ページになりますが、施行期日を令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第7 議案第9号 武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて

○池谷教育長 日程第7、議案第9号 武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第9号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて策定する必要がある  
ので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第9号 武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて御説明いたします。

武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランにつきましては、令和6年1月19日に開催されました第1回教育委員会定例会におきまして協議いただいた結果、委員の皆様から内容の修正等に関する御意見は特段ございませんでしたので、内容につきましては前回お示しさせていただいたものと同様のものとなっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

**◎日程第8 議案第10号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について**

○池谷教育長 日程第8、議案第10号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

年間実施日数について規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

神子学校給食課長、お願いします。

○神子学校給食課長 それでは、議案第10号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則につきまして御説明をいたします。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

学校給食費の額につきましては、1食当たりの単価及び年間実施日数を学年別に本規則にて規定をしており、その規定を基にさらに年度当初に学校給食基本計画により実施をしてございます。例えば、小学校1年生は1食当たりの単価が231円、年間実施日数が最大177日の規定がございしますが、従来の規定では、この実施日数を減らすことはできても増やすことはできない規定でございました。そこで、学校の年間の行事等の実施状況により増やす可能性もあることが判明したため、規則の改正を御提案するものでございます。

なお、増やす場合は年間の給食費が途中で増額となるため、安易に変更することはせず、基本の実施回数はそのままとし、特別な場合に増減で対応することとしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 10 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第 9 議案第 11 号 令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の  
告辞について

○池谷教育長 日程第 9、議案第 11 号 令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

武蔵村山市立小学校及び中学校の卒業証書授与式の教育委員会告辞を定める必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、議案第 11 号 令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞につきまして御説明いたします。

1 月の定例教育委員会の中での御協議を受け、修正を行っております。

小学校の告辞でございますが、児童にとって親しみがあり、身近な表現となるように文言

の修正を行いました。また、外国籍を持つ選手と日本国籍を持つ選手が一丸となり力を発揮したという点が伝わりやすい文となるように修正をいたしております。

中学校の告辞でございますが、小学校の告辞同様、極力簡潔にし、生徒にとって聞き入れやすい文章となるよう修正をいたしました。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 この2つの卒業証書授与式の告辞は、タイムリーな話題が取り上げられて、最後の授業として大変すばらしい提言になっていると思えました。時代の変化が激しい中で、その変化に飲み込まれることなく、主体的に人間らしく生きるためには、今回の提言のように国や人種や文化などのよさを見つけて、多様性を大切にすること、AIを活用しつつも考えるということは、大変重要なことだと思います。一番本質的なことを最後の授業として子供たちに述べていただけるということで、大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 令和5年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

## ◎日程第10 協議事項

○池谷教育長 日程第 10、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 事務局から令和 6 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について御協議をお願いいたします。

○池谷教育長 それでは、協議事項、令和 6 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）についての説明を求めます。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、令和 6 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について御説明いたします。

令和 6 年 4 月 8 日（月）に市立小学校、同 4 月 9 日（火）に市立中学校及び小中一貫校村山学園の入学式が挙行されます。つきましては、同入学式の教育委員会告辞について、別紙のとおり提案させていただきます。

小学校の告辞は、新 1 年生に期待することとして、先生の話をよく聞くこと、友達と仲よくすること、挨拶することの 3 点について述べたものとなっております。

また、中学校の告辞は、中学校生活に対して進んで学習し、自分自身を向上させていくこと、自分の行動を振り返り正しい行動を心がけることについて述べたものとなっております。

小中一貫校村山学園については、1 年生と 7 年生に分けて構成しており、1 年生については、先生の話をよく聞くこと、友達と仲よくすることについて、7 年生については、自信と誇りを持って生活することについて述べたものとなっております。

以上、入学式の告辞について、よろしく御協議を賜りたくお願いいたします。

○池谷教育長 これより協議事項に対して御意見、質疑等があればお受けいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理人、お願いいたします。

○大野職務代理人 単なる感想という形で恐縮ですが、小学校・中学校ともに新入生に向けた言葉としてふさわしい内容になっていると感じたところがございます。

また、保護者と教職員の皆様への言葉、これも教育委員会としての思いがしっかりと伝わる内容になっていると思ったところがございます。

感想で恐縮ですが、以上です。

○池谷教育長 委員の皆様、その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

---

#### ◎日程第 1 1 その他

○池谷教育長 日程第 11、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

---

○池谷教育長 次に、日程第 12、議案第 12 号及び日程第 13、議案第 13 号の審議といたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ここで、関係者以外の職員が退出いたしますので、暫時休憩といたします。

午前 10 時 21 分休憩

午前 10 時 22 分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第 1 2 議案第 1 2 号 校長の任命に係る内申について

(人事案件のため、会議録は非公開)

#### ◎日程第 1 3 議案第 1 3 号 副校長の任命に係る内申について

(人事案件のため、会議録は非公開)

---

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時35分閉会